

知的障がい者等の家族や支援者のための
投票支援ガイドブック



令和5年7月 初版

盛岡市選挙管理委員会

家族や支援者の皆さまへ

皆さんを代表して国会や議会の場へ意見を届けたり、予算や法令等の議決をする議員、地方行政を執行する責任を負う知事や市長を選ぶ「選挙」は、その「厳格性」を担保するため、公職選挙法などの法令によって、さまざまな規制や制約が設けられています。

公職選挙法で決められていることに、地域や選挙人の実情、特性、個性に応じた裁量や柔軟な運用はほとんど認められていませんので、融通が利かないと思われることもあるかもしれません。

これらの法令により、「やってはいけない」ことが多くありますが、だれが何をしたら法令に触れるのかがわかりにくいので、「知的障がいがある子どもに投票させたくても、投票所内で親がどこまで手を差し伸べられるのかわからない」、「法令に抵触することがわからないので、投票所に連れて行くことも不安」との声を伺いました。

投票は「選挙人本人が、自らの意思で投票用紙に記入し、自ら投票箱に入れなければならない」と定められています。

選挙の公正を期するためのルールとして、

- 投票するかしないか、誰に投票するかを決めるのは本人でなければならない
- 投票する権利を誰かに委ねることは認められていない
- 投票所内で障がい者を支援するのは、投票事務従事者に限られる
- 投票所内ではほかの選挙人の行動に影響を与えるような行為をしてはいけない

ということがあるので、

「候補者の顔写真があると選べるから、投票所内に顔写真を掲示してほしい。」

「この子のことを一番理解しているのは私なんだから、私が同行して投票したい。」

「ほかの行政手続きと同じように、私が代わりに書いてあげたい。」

などのご希望も、法律では認められていないことなのです。

18歳になると誰もが手にする選挙権。障がいがあってもなくても平等に、より多くの人が選挙に参加して、社会の一員として政治にかかわることを望んでいます。

法令上、投票所でできること・できないことを当事者とご家族や支援者に知っていただくうえで、このガイドブックが投票の一助になることを願っています。

法令に反して行われた選挙は、選挙のやり直しが必要となったり、当選となった人の当選が無効となったりするなど、時に人生を左右するような重大な影響が生じることにも繋がります。

「寄り添った対応をしたい。でもルールから外れるわけにはいかない」という選挙管理委員会、選挙事務従事者の心情もご理解いただけますと幸いです。

1 本人が投票用紙に記入できる場合

(1)受付



期日前投票を利用する際は、入場券の裏面の「宣誓書」に書いてください。

投票所 第26回参議院議員通常選挙 見本
入場券

氏名	石割 清	※
住所	中央通一丁目23番45号	
投票区	第1投票区	名簿番号 1頁1番
投票所	盛岡市役所	
投票所所在地	盛岡市内丸12番2号	
投票日時	令和4年7月10日(日) 午前7時～午後8時	備考

バーコード

名簿	投票用紙交付
参選	参比

◆期日前投票◆
投票日当日に仕事や旅行などのため投票できない方は裏面の宣誓書(太枠内)に記入して持参し、次の期日前投票所にお越しください。

- ◆盛岡市役所8階・都南分庁舎1階・玉山総合事務所1階
6月23日(木)～7月9日(土) 午前8時半～午後8時
- ◆マリオス3階エントランスロビー(盛岡駅西通二)
7月2日(土)～7月9日(土) 午前9時半～午後8時
- ◆イオンモール盛岡2階イオンホール(前掲四)
7月2日(土)～7月9日(土) 午前10時～午後8時
- ◆イオンモール盛岡南1階無印良品前(本宮七)
7月5日(火)～7月9日(土) 午前10時～午後8時
- ◆岩手大学 学生センターA棟1階(上田三)
7月6日(水)・7月7日(木) 午前10時～午後5時

最終日は混雑が予想されますので、余裕を持ってお越しください。

こちらの面は、期日前投票をする方のみ記入してください。

宣誓書 私は、裏面記載の選挙の日、下記の事由に該当する見込みであり、記載が真実であることを誓います。
令和4年 月 日

※該当する項目1つに印を付けてください。

<input type="checkbox"/> 仕事	<input type="checkbox"/> 学業	<input type="checkbox"/> 地域行事の役員	1号
<input type="checkbox"/> 本人又は親族の冠婚葬祭	<input type="checkbox"/> その他()に就任		
<input type="checkbox"/> 投票区域外への旅行・外出・滞在			2号
<input checked="" type="checkbox"/> 疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難			3号
<input type="checkbox"/> 刑事施設等に収容			5号
<input type="checkbox"/> 住所移転のため、盛岡市以外に居住			
<input type="checkbox"/> 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難			6号

氏名 石割 清

生年月日 大正・昭和・平成 1年2月3日

裏面入場券に記載の住所と同じ

現住所

※令和4年参院選の入場券の見本を例としています。

盛岡中央局 料金後納郵便

盛岡市 中央通一丁目23番45号

選挙事務

石割 清 様

石割 桜子 様

見本

投票所 第26回参議院議員通常選挙 入場券

この入場券は、世帯ごとに2人ずつ送付しています。

◆お問い合わせ先◆
盛岡市選挙管理委員会事務局
〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号
Tel:019-626-7582 Fax:019-626-7523
E-mail: senkan@city.morioka.iwate.jp

盛岡市HP 選挙情報は こちらから

開封方法
①オモテから ②ウラから ③切り取り ④入場券 ⑤入場券
オモテから ウラから オモテウラの2箇所開けてください

ここからはがして、中をご確認ください

投票所 第26回参議院議員通常選挙 見本
入場券

氏名	石割 清	※
住所	中央通一丁目23番45号	
投票区	第1投票区	名簿番号 1頁1番
投票所	盛岡市役所	
投票所所在地	盛岡市内丸12番2号	
投票日時	令和4年7月10日(日) 午前7時～午後8時	備考

バーコード

名簿	投票用紙交付
参選	参比

◆期日前投票◆
投票日当日に仕事や旅行などのため投票できない方は裏面の宣誓書(太枠内)に記入して持参し、次の期日前投票所にお越しください。

- ◆盛岡市役所8階・都南分庁舎1階・玉山総合事務所1階
6月23日(木)～7月9日(土) 午前8時半～午後8時
- ◆マリオス3階エントランスロビー(盛岡駅西通二)
7月2日(土)～7月9日(土) 午前9時半～午後8時
- ◆イオンモール盛岡2階イオンホール(前掲四)
7月2日(土)～7月9日(土) 午前10時～午後8時
- ◆イオンモール盛岡南1階無印良品前(本宮七)
7月5日(火)～7月9日(土) 午前10時～午後8時
- ◆岩手大学 学生センターA棟1階(上田三)
7月6日(水)・7月7日(木) 午前10時～午後5時

最終日は混雑が予想されますので、余裕を持ってお越しください。

投票所 第26回参議院議員通常選挙 見本
入場券

氏名	石割 桜子	※
住所	中央通一丁目23番45号	
投票区	第1投票区	名簿番号 1頁2番
投票所	盛岡市役所	
投票所所在地	盛岡市内丸12番2号	
投票日時	令和4年7月10日(日) 午前7時～午後8時	備考

バーコード

名簿	投票用紙交付
参選	参比

◆期日前投票◆
投票日当日に仕事や旅行などのため投票できない方は裏面の宣誓書(太枠内)に記入して持参し、次の期日前投票所にお越しください。

- ◆盛岡市役所8階・都南分庁舎1階・玉山総合事務所1階
6月23日(木)～7月9日(土) 午前8時半～午後8時
- ◆マリオス3階エントランスロビー(盛岡駅西通二)
7月2日(土)～7月9日(土) 午前9時半～午後8時
- ◆イオンモール盛岡2階イオンホール(前掲四)
7月2日(土)～7月9日(土) 午前10時～午後8時
- ◆イオンモール盛岡南1階無印良品前(本宮七)
7月5日(火)～7月9日(土) 午前10時～午後8時
- ◆岩手大学 学生センターA棟1階(上田三)
7月6日(水)・7月7日(木) 午前10時～午後5時

最終日は混雑が予想されますので、余裕を持ってお越しください。

※入場券は同じ世帯の2人分で1通のはがきでお送りしています。

投票所に着いたら、「受付」で入場券を出してください。

入場券をなくしても、入場券を忘れて行っても、受付で名前や住所などを聞いて本人であることが確認できれば、投票できます。

受付が終わると、投票用紙を渡します。



(2)投票用紙の記入

投票用紙を受け取ったら、投票記載台で投票用紙に書きます。



記載台では、選挙人(ご本人)自らが、投票したい人の名前や政党名を投票用紙に書いてください。

記載台には鉛筆があります。

投票用紙に候補者の氏名以外のことを記入すると、その投票は無効になることがあります。



投票用紙の書き方は、選挙の種類で違います。

○衆議院議員総選挙

各選挙区から当選人1人を選ぶ「小選挙区」と、政党に投票し各党の獲得票数に応じて当選人が決まる「比例代表」の2つがあります。

小選挙区の投票用紙では候補者名を、比例代表の投票用紙では政党名を書きます。

○参議院議員通常選挙

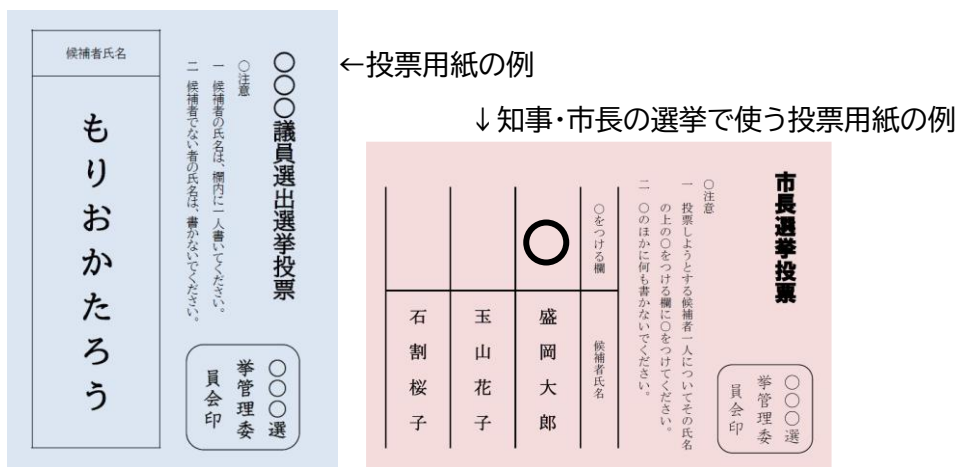
各都道府県を選挙区とする「選挙区」と、全都道府県を1つの選挙区とする「比例代表」があります。

選挙区の投票用紙では候補者名を、比例代表の投票用紙では候補者名もしくは政党名を書きます。

○都道府県の選挙と市区町村の選挙

それぞれの投票用紙には候補者名を書きます。

ただし、当日投票のとき、岩手県知事選挙と盛岡市長選挙は、あらかじめ候補者名が印字された投票用紙(記号式)になります。投票したい候補者名の上に「○」を書きます。



⚠️ 比例代表では気を付けておくべきポイントがあります。

衆議院議員選挙の比例代表では政党名を記入しますが、参議院議員選挙の場合は候補者名もしくは政党名を記入します。

⚠️ 「投票用紙に書くことの代行」は投票所の係員でなければできません。

「2 代理投票する場合」で説明する「代理投票」は、投票所の係員でなければできない決まりになっています。ご家族や支援者が代筆することはできません。

一方、記載台までの案内・誘導や、身体を支えてもらうなどの補助、立ったまま記入する記載台ではなくいすに座って記入する記載台の利用などは、投票所内での一般的な支援(合理的配慮)です。どうぞ、遠慮なく係員に申し出てください。

⚠投票記載台には、選挙人以外のご家族や付添人が同伴することはできません。

ただし、一緒に投票する場合やご家族や付添人が離れることで選挙人の方が不安になったりする場合などは、特例として同伴が認められることがあります。

投票用紙の記入の仕方や投票所内の注意などを教えることは構いませんが、投票用紙に書くときには、少し距離をおいてお待ちください。

手をつないでいないと不安になるような場合は、ご家族や付添人が投票記載台を背に後ろ向きになって、寄り添うようにしてください。

⚠ほかの人が書いているのをのぞき見したり、ほかの人と誰に入れるか相談したりしないようにしてください。

あらかじめ自分で選んだ候補者の名前や政党名を書いたメモや選挙公報の切り抜きを持ち込むことができますが、ほかの人に見えないようにしてください。

また、メモや選挙公報の切り抜きは必ず持ち帰り、記載台に置き忘れないようにしてください。

投票所内や投票記載台には、候補者の氏名及び党派又は政党名の名称及び略称を一覧とした「氏名等掲示」を掲示しています。ただし、所属政党等と氏名のみの一覧で顔写真はありません。

顔写真等を見ないと選べない場合は、係員に「選挙公報を見せてほしい」と話してください。

(3)投票



投票用紙に書き終わったら、その投票用紙を「投票箱」に入れます。

投票箱に入れるとき、投票用紙は、折らずに入れても、2つ折りにして入れてもどちらでも大丈夫です。

2つ折りにしたときは、折り目のある角から入れると、楽に入れることができます。

2 代理投票する場合

(1) 受付



期日前投票を利用する際は、入場券の裏面の「宣誓書」を書いてください。

投票所 入場券 第26回参議院議員通常選挙 見本	
氏名	石割 清 ※
住所	中央通一丁目23番45号
投票区	第1投票区 名簿番号 1頁1番
投票所	盛岡市役所
投票所所在地	盛岡市内丸12番2号
投票日時	令和4年7月10日(日) 午前7時～午後8時
備考	
バーコード	名簿 投票用紙交付 参選 参比
<p>◆期日前投票◆ 投票日当日に仕事や旅行などのため投票できない方は裏面の宣誓書(太枠内)に記入して持参し、次の期日前投票所にお越しください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆盛岡市役所8階・都南分庁舎1階・玉山総合事務所1階 6月23日(木)～7月9日(土) 午前8時半～午後8時 ◆マリオス3階エントランスロビー(盛岡駅西通二) 7月2日(土)～7月9日(土) 午前9時半～午後8時 ◆イオンモール盛岡2階イオンホール(前掲四) 7月2日(土)～7月9日(土) 午前10時～午後8時 ◆イオンモール盛岡南1階無印良品前(本宮七) 7月5日(火)～7月9日(土) 午前10時～午後8時 ◆岩手大学 学生センターA棟1階(上田三) 7月6日(水)・7月7日(木) 午前10時～午後5時 <p>最終日は混雑が予想されますので、余裕を持ってお越しください。</p>	

こちらの面は、期日前投票をする方のみ記入してください。	
宣誓書 私は、裏面記載の選挙の日、下記の事由に該当する見込みであり、記載が真実であることを誓います。 令和4年 月 日	
※該当する項目1つに印を付けてください。	
わ	<input type="checkbox"/> 仕事 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 地域行事の役員 <input type="checkbox"/> 本人又は親族の冠婚葬祭 <input type="checkbox"/> その他()に就事 1号
た	<input type="checkbox"/> 投票区域外への旅行・外出・滞在 2号
し	<input checked="" type="checkbox"/> 疾病・負傷・出産・身体障害等のため歩行困難 3号
地	<input type="checkbox"/> 刑事施設等に収容 4号
影	<input type="checkbox"/> 住所移転のため、盛岡市以外に居住 5号
響	<input type="checkbox"/> 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難 6号
論	氏名 石割 清 生年月日 大正・昭和・平成 1年2月3日 裏面入場券に記載の住所と同じ 現住所

※令和4年参院選の入場券の見本を例としています。

盛岡中央局 料金後納郵便 選挙事務 見本	投票所 入場券 第26回参議院議員通常選挙 見本	投票所 入場券 第26回参議院議員通常選挙 見本
盛岡市 中央通一丁目23番45号 石割 清 様 石割 桜子 様	氏名 石割 清 ※ 住所 中央通一丁目23番45号 投票区 第1投票区 名簿番号 1頁1番 投票所 盛岡市役所 投票所所在地 盛岡市内丸12番2号 投票日時 令和4年7月10日(日) 午前7時～午後8時	氏名 石割 桜子 ※ 住所 中央通一丁目23番45号 投票区 第1投票区 名簿番号 1頁2番 投票所 盛岡市役所 投票所所在地 盛岡市内丸12番2号 投票日時 令和4年7月10日(日) 午前7時～午後8時
この入場券は、世帯ごとに2人ずつ送付しています。	◆期日前投票◆ 投票日当日に仕事や旅行などのため投票できない方は裏面の宣誓書(太枠内)に記入して持参し、次の期日前投票所にお越しください。	◆期日前投票◆ 投票日当日に仕事や旅行などのため投票できない方は裏面の宣誓書(太枠内)に記入して持参し、次の期日前投票所にお越しください。
◆お問い合わせ先◆ 盛岡市選挙管理委員会事務局 〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号 Tel:019-626-7582 Fax:019-626-7523 E-mail: senkan@city.morioka.iwate.jp 盛岡市HP 選挙情報は こちらから	◆期日前投票◆ 投票日当日に仕事や旅行などのため投票できない方は裏面の宣誓書(太枠内)に記入して持参し、次の期日前投票所にお越しください。	◆期日前投票◆ 投票日当日に仕事や旅行などのため投票できない方は裏面の宣誓書(太枠内)に記入して持参し、次の期日前投票所にお越しください。
封筒方法 オモテから 5つがえし ウラ オモテから 切り取り 入場券 オモテから 2回開けてください ここからはがして、中をご確認ください	◆期日前投票◆ 投票日当日に仕事や旅行などのため投票できない方は裏面の宣誓書(太枠内)に記入して持参し、次の期日前投票所にお越しください。	◆期日前投票◆ 投票日当日に仕事や旅行などのため投票できない方は裏面の宣誓書(太枠内)に記入して持参し、次の期日前投票所にお越しください。

※入場券は同じ世帯の2人分で1通のがきでお送りしています。

投票所に入ったら、受付で入場券を渡してください。

このときに本人が「代理投票をしたい」と伝えるか、投票支援カードや「代理投票をお願いします。」といったメモを用意して、受付で渡してください。

- 投票は、選挙人が自分で投票用紙に書くことが原則です。
- 心身等の障がいのため、投票用紙に字を書くことができない人のため、例外として「代理投票」が認められています。
- 代理投票は、本人に代わって他の人に投票用紙に書いてもらう方法です。投票管理者に申請することで、代理投票ができます。
- 投票管理者は、代理投票を補助する係員を2人指名します。このうち1人が投票用紙に書き、もう1人がこれに立ち会って確認します。

(2)投票用紙の代理記載

代理投票補助者として、2人の係員が案内します。

選挙人には投票記載台の「氏名等掲示(候補者一覧等)」から、投票したい候補者名を「指差し」するなどして意思を示してもらいます。

1人の係員が、選挙人が示した内容を投票用紙に代わりに書きます。

このとき、もう1人の係員は、選挙人が示した内容と係員が代わりに書いた内容に間違いがないかを確認します。

⚠投票記載台に用意されている「氏名等掲示」には顔写真は表示されていません。
顔写真等を確認したい場合は、候補者の顔写真がある選挙公報等をご覧ください。
代理投票の場合、事前に投票したい候補者名等が書かれた紙(メモ)を用意して、投票記載台で代理投票補助者に提示することで、候補者を特定することもできます。
また、投票したい方の選挙公報等から、その部分を切り取ってメモとすることもできます。

⚠投票記載台には、原則としてご家族や付添人の同伴はできません。
投票記載台には、原則としてご家族や付添人の同伴はできませんので、投票が終わるまで離れた場所でお待ちください。
ご家族や付添人の方が離れることで選挙人の方が不安になったりする場合は、特例として同伴が認められますが、選挙人に代わってだれに投票するかを代理投票補助者に伝えたり、指示したりすることはできません。投票記載台では少し距離をおいてお待ちください。
手をつないでいないと不安になるような場合は、ご家族や付添人が投票記載台を背に後ろ向きになって、寄り添うようにしてください。

(3)投票



投票用紙に書き終わったら、その投票用紙を「投票箱」に入れます。

狛江市手をつなぐ親の会

狛江市手をつなぐ親の会は、知的障害児・者等を守るために親たちが手をつないで話し合い、考え合い、励まし合い、子供たちが地域で安心して豊かに暮らせるよう活動することを目的としており、知的障がい者の投票支援のための映像を制作し、YouTubeで公開しています。

投票に行こう

<https://youtu.be/l8kf3c3OIMo>



この動画は「投票支援DVD制作プロジェクト全国手をつなぐ育成会連合会 平成28年度地域育成会活性化助成事業」に「知的障害者への投票支援DVD作成」として採択され作成されたものです。

模擬投票や本番の投票に出かける前に、学校や作業所、ご家庭で全体の流れや注意すべきこと、支援の可能性を、場面ごとに「動画」で学習出来たら…そんな思いから投票支援のDVD 作成を企画しました。

また全国の育成会に発信することで、このDVD を自治体に持ち込んで行政とのやり取りに使って頂き、知的障害者への投票支援が全国で当たり前になり、いつか公職選挙法が、誰にでも配慮に満ちた改正に繋がってほしいと願っているからです。

(YouTube 狛江市手をつなぐ親の会 投票に行こう から2023年7月30日に引用転載)

コミュニケーションのためのページ

<p>わかりやすく おし 教えてください</p>	<p>かぞく しえんしゃ 家族・支援者を よ 呼んでください</p>
<p>か 書きまちがえました</p>	<p>とうひょうようし か かた 投票用紙の書き方を おし 教えてください</p>
<p>か 代わりに書いて ください</p>	<p>か よ 代わりに読んで ください</p>
<p>はい そうです</p>	<p>いいえ ちが 違います</p>

～ 投票支援カードのページ ～

投票のときにやってほしいことを教えてください。投票所の受付で、係員に見せてください。

【あなたがやってほしいこと】

- 投票したい人を話して伝えます。
代わりに投票用紙に書いてください。
- 投票したい人を書いたメモを見せます。
代わりに投票用紙に書いてください。
- 投票したい人の選挙公報を指で教えます。
代わりに投票用紙に書いてください。
- いすに座って投票用紙に書きたいです。
- 家族に付き添ってもらいたいです。
- ゆっくり話してほしいです。
- ゆっくり歩いてほしいです。
- この下に書くことをやってほしいです。

[]